

## 事前協議のチェックシート

(作成日：令和 年 月 日)

事前協議に当たり、下記事項を検討しましたので、事前協議書及び添付書類とともにチェックシートを提出します。

措置法 第	<input type="checkbox"/> 33 条	関係
	<input type="checkbox"/> 33 条の 2	
	<input type="checkbox"/> 33 条の 3	
	<input type="checkbox"/> 33 条の 4 (5000 万円控除)	

番号	検 討 事 項	事業施行者 チェック欄	税 務 署 整 理 欄				
1	事業施行者名 ( )	-	<input type="checkbox"/>				
2	<p>・ <b>土地等の買取り等の根拠法令は何か</b> ( <u>          </u> <b>法 第 条 第 項 第 号</b> )</p> <p>※ 施設が土地収用法第3条各号に掲げる施設に該当するかどうか明らかでない場合には、国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室の回答文書等を<b>要添付</b></p>	-	<input type="checkbox"/> (2) イ ロ ハ				
3	<p>・ 上記2の買取り等は措置法第33条, 33条の2及び33条の3のいずれに該当するものか (措置法 第 条 第 項 第 号 )</p> <p>・ また、証明書の規定の根拠条文は何か (措置法規則 第 14 条 第 5 項 第 号 )</p>	-	<input type="checkbox"/> (3) イ ロ ハ				
4	<p><b>代</b> <b>行</b> <b>買</b> <b>収</b> <b>の</b> <b>場</b> <b>合</b> ∧ 措 置 法 通 達 33   51 ∨</p> <p>代行買収者名 ( )</p>	-	<input type="checkbox"/> (5)				
	<p>① 買取りをした資産は、最終的に事業の施行者に帰属するか</p>	帰属する 帰属しない	<input type="checkbox"/>				
	<p>② 買取りをする者の買取りの申出を拒む者がある場合には、事業の施行者が収用するものであるか</p>	収用する 収用しない	<input type="checkbox"/>				
	<p>③ 資産の買取り等の契約書には、資産の買取りをする者が事業の施行者が施行する事業の用に供するために買取りをするものである旨が明記されているか ※ <b>契約書(案)の様式を要添付</b></p>	明記されている 明記されていない	<input type="checkbox"/>				
	<p>④ 事業の施行者と資産の買取りをする者との間の契約書等により①及び②の事項について相互に明確に確認されているか ※ <b>契約書又は覚書の写しを要添付</b></p>	確認されている 確認されていない	<input type="checkbox"/>				
	<p>⑤ 買取りをする者は、地方公共団体が財産を提供(全額出資)して設立した団体か ※ <b>団体の定款、規則等の写しを要添付</b></p>	該 当 非該当	<input type="checkbox"/>				
<p>⑥ 事業は、代行買収の認められている事業に該当するか、また、事業の施行者と代行買収者の組合せは適法か</p>	該 当 非該当	<input type="checkbox"/>					
5   1	<p>・ 特例適用上、その事業に事業認定(事業認可)が必要か。必要な場合、事業認定(事業認可)はいつ行われたか ※ <b>事業認定(事業認可)の写しを要添付</b></p>	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">要・ 否</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">認定日 ( . . )</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">未 認 定</td> </tr> </table>	要・ 否	認定日 ( . . )	未 認 定		<input type="checkbox"/> (3) イ
要・ 否	認定日 ( . . )						
未 認 定							

番号	検 討 事 項	事業施行者 チェック欄	税 務 署 整 理 欄	署 欄	
5   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例適用上、その事業は特掲事業に該当するか</li> <li>※ 特掲事業＝租税特別措置法施行規則第14条第5項第三号イ該当事業</li> </ul>	該 当	<input type="checkbox"/>	(3) ロ	
		非該当			
5   3	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地収用法第3条各号の一に該当するものに関する事業で、一団地の面積（拡張の場合は拡張後のもの）が10ヘクタール以上の事業か</li> <li>※ 租税特別措置法施行規則第14条5項第五号該当事業</li> </ul>	10ヘクタール以上	<input type="checkbox"/>	(3) ハ	
		10ヘクタール未満			
5   4	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件事業が土地区画整理事業である場合、その買い取られる土地等は、減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理事業における公共施設充当地であるか</li> <li>※ 措置法第33条第1項第三号の五該当事業</li> </ul>	該 当	<input type="checkbox"/>	(3)	
		非該当			
5   5	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業が、自ら居住する住宅を必要とする者に対し賃貸又は譲渡の目的で行う、50戸以上の団地の住宅経営に係る事業であるか</li> <li>※ 措置法第33条第1項第四号該当事業</li> </ul>	該 当	<input type="checkbox"/>	(3)	
		非該当			
5   6	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業権等が消滅することとなる公有水面埋立法の規定に基づく公有水面の埋立て又は土地収用法第3条に規定する事業であるか</li> <li>※措置法第33条第1項第七号該当事業</li> </ul>	該 当	<input type="checkbox"/>	(3)	
		非該当			
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業決定はいつ行われたか（内部決裁等の日）</li> <li>※<u>決定前の計画段階のものは、「非該当」</u></li> </ul>	決定あり ( 年 月 日 )	<input type="checkbox"/>	(1)	
		未決定			
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費に係る財源等は確保できているか</li> </ul>	確保済	<input type="checkbox"/>	(1)	
		未 定			
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画変更された事業の場合、当該変更分は変更前のものと同一事業・別事業のいずれか</li> <li>※<u>同一の事業の場合、原則として事前協議のやり直しが必要</u></li> </ul>	計画変更なし	<input type="checkbox"/>	(6)	
		別 事 業			
		同一の事業			
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>買取りの時ににおいて、事業の施行場所、開始時期、経費及び財源などが具体的に確定し、<u>事業認定の申請を行い得る状況</u>にあるか</li> <li>(措置法通達33-52)</li> </ul>	確定済	<input type="checkbox"/>	(1)	
		未確定			
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施に当たり、行政機関の免許、許可等又は法律上所定の手続（公示等）を要するか</li> <li>※ <u>要する場合には、免許等を証する書類(又は行政機関の意見書)を提出すること</u></li> </ul>	不 要	<input type="checkbox"/>	(1)	
		必要			許可(手続)済 ( . . . )
					未許可(未手続)
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画区域外の買取り等はないか</li> </ul>	無	<input type="checkbox"/>	(4)	
		有			
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画区域外の土地の買取りは、残地収用(買収)に該当するか</li> <li>※ 措置法通達33-17・土地収用法第76条①</li> </ul>	区域外買収なし	<input type="checkbox"/>	(4)	
		区域外 買収 あり			該 当
					非該当
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件事業の買取り用地のうち、対償地に充てるための用地の取得部分はないか</li> </ul>	無	<input type="checkbox"/>	(6)	
		有⇒対償地分も要事前協議			
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>一の事業で2以上の年にわたる補償はないか</li> <li>※ 5000万円控除は、<u>初年度の買収のみ適用可能</u></li> </ul>	無・初年度	<input type="checkbox"/>		
		有・次年度以降			
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去と同一の事業に係る再買収はないか</li> <li>※ 5000万円控除は、<u>資産に係る最初の買収申出日から6か月以内の買収で初年度分のみ適用可能</u></li> </ul>	再買収なし	<input type="checkbox"/>		
		再買収あり			

番号	検 討 事 項	事業施行者 チェック欄	税 務 署 整 理 欄	
16	・ 「収用対象地以外の土地」の上に存する資産に係る補償金支払はないか	無	<input type="checkbox"/> (6) イ	
		有		
17	・ 対価補償金以外で、各種補償金の支払はないか ※ 支払がある場合、別途、明細書を要添付	無	<input type="checkbox"/> (6) イ	
		有 (明細書添付: 有・無)		
18	・ 現物補償はないか (土地収用法第82～86条)	無	<input type="checkbox"/> (6) イ	
		有		
19	・ 買取り等をする資産に、棚卸資産はないか	無	<input type="checkbox"/> (6) ロ	
		有		
20	・ 借地権や地役権等の権利を設定することとなる場合、その設定の対価は、対象地の時価の2分の1 (又は4分の1) を超えているか	権利設定なし	<input type="checkbox"/> (6) イ	
		権利設定あり		超える
				超えない
21	・ 残地補償金 (残地の損失に係る補償金) の支払があるか。またその場合 <u>上記17の明細書</u> にも記載済か ※ 措置法通達33-16、土地収用法第74条	支払無	<input type="checkbox"/> (6) イ	
		支払有		記載済
				記載無
22	・ 当該事業は、「収用証明書の区分一覧表」の何番に該当するか (措置法通達33-50別表2)	___番に該当	<input type="checkbox"/>	
添 付 書 類 の チェ ッ ク		添付の有無	税務署整理欄	
① 事業施行者が事業の施行を決定したことを明らかにする書類 (事業施行者の内部決裁文書の写しなど)		有 ・ 無	<input type="checkbox"/>	
② 事業計画書 (事業資金の裏付け・決定権者の決裁)		有 ・ 無	<input type="checkbox"/>	
③ 事業施行地を表示する図面 (事業施行地全体と買取り部分とを明確に示したもの)		有 ・ 無	<input type="checkbox"/>	
④ 事業計画を表示する図面 (設置施設を明確に示したもの)		有 ・ 無	<input type="checkbox"/>	
⑤ 買取り等をする土地等の一筆ごとの明細		有 ・ 無	<input type="checkbox"/>	
⑥ 買取り等をする資産 ( <u>土地等を除く</u> ) の有無と明細		有 (必要)	<input type="checkbox"/>	
		無 (不要)		
⑦ 事業に要する経費及び財源などが具体的に分かる書類		有 ・ 無	<input type="checkbox"/>	
⑧ その他の書類 ( )		有 ・ 無	<input type="checkbox"/>	
税 務 署 整 理 欄	特 例 該 当 の 有 無	1 該 当    2 非該当    3 条件付該当		
	条件付該当の場合の条件			
	適 用 条 項	措 置 法 第 条 第 項 第 号 措置法施行規則 第 条 第 項 第 号		

(注) 税務署整理欄には、記載しないでください。

[措置法33条関係: 3-3]